

# 令和5年度 水質検査業務（農薬類）仕様書

## 第1 （基本事項）

### 1 目的

本業務は、原水および浄水の農薬類検査を目的とする。

### 2 適用範囲

本仕様書は、長野県企業局上田水道管理事務所（以下「発注者」という）が行う「令和5年度水質検査業務（農薬項目）」に関し、発注者及び受注者が遵守すべき事項を示すものである。

## 第2 （一般事項）

### 1 法令等の遵守

受注者は、業務の遂行にあたり関係する法令等について、これを遵守する。

### 2 機密の保持

受注者は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

### 3 再委託

原則として、受注者は、自ら水質検査を実施する。

自ら検査できない項目を再委託する場合には、再委託先は水道法20条による登録機関（検査を行う区域が長野県であること）とし、施工体系図に再委託先を明記すること。

### 4 手続き等

受注者は、業務の遂行上必要な手続き等は、受注者の負担で行う。

### 5 疑義について

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、発注者、受注者が協議する。

## 第3 （検査項目）

### 1 定期の業務

#### （1） 検査項目及び採水日程

別紙 「令和5年度水質検査業務（農薬類）検査計画」のとおり。

#### （2） 試料容器の準備及び採水

試料容器の準備及び採水は、受注者が行う。

試料は、破損防止の措置を施し、適切に運搬すること。

## 2 水道法施行規則第 15 条第 2 項の臨時水質検査

### (1) 検査項目及び採水日程

毒物混入事故等が発生した場合においては、臨時の水質検査を依頼する場合がある。  
検査を行う項目及び日程については、受注者及び発注者の協議のうえ決定する。

## 第 4 (検査方法)

### 1 水質検査等

#### (1) 検査方法及び採水等

ア 検査方法及び採水は、「平成 15 年 10 月 10 日付健発第 1010001 号厚生労働省健康局通知 別添 4 水質管理目標設定項目の検査方法」(最新改正を使用)により行う。

イ 採水年月日、採水時刻、天候、気温、水温、pH を別紙様式「採水記録票」に記入する。測定のための資材は受注者が用意する。

ウ 採水時刻、採水場所及び採水者名を表示した現場写真撮影を行う。

#### (2) 速報値の報告

水質検査結果が目標値の 10 分の 1 を超えた場合、又は前回調査時よりも著しく変化した場合は、水質検査項目ごとに直ちに発注者に連絡する。

#### (3) 水質検査結果報告書の作成

ア 報告書には検査結果、目標値、定量下限値及び検査方法を記載する。

イ 検査結果以外にも、分析日時及び分析を実施した検査員を示した資料、分析条件、検量線(相関係数も含む)、クロマトグラム並びに濃度計算書等を添付する。

#### (4) 再採水及び再検査

発注者は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができる。この場合の費用は、発注者と受注者の協議のうえ決定する。

## 2 検査結果の信頼性確保

受注者(再委託を行う場合は再委託先の機関)は、次の各項目に留意して検査結果の信頼性確保に努め、発注者の要請に応じてその記録を速やかに提出する。

### (1) 検査体制の整備

水質検査結果は、検査責任者等によるチェックを行い、記録する。

### (2) 作業記録

ア 受注者は、実際の作業においても、標準作業書に沿った記録を行う。

イ 受注者は、日々実施した業務を作業日報として記録する。

### (3) 機器の整備

受注者は、分析に使用する器具、機械及び装置について、その使用に支障がないように整備し、記録する。また、常に適正な分析値が得られるよう、機器の自主点検を徹底するとともに、必要な定期点検を遅滞なく受け、記録する。

### (4) 内部精度管理の実施

内部精度管理項目として相応しい水質検査項目について、年に一回以上、及び検査担当者が変更するごとに実施し、記録する。

(5) 検査試料の保存及び廃棄

検査試料の保存期間は、その期間の短縮について発注者の指示又は了解があった場合を除いて、試料の採水日から1ヶ月間（土曜日、日曜日、祝祭日を含む。）とし、廃棄日を記録する。

保存期間終了後の検査試料は、関係法令を遵守して受注者が廃棄する。

(6) 検査結果算出過程に作成した資料の保存等

検査結果を得るための記録類は、その保存期間の短縮について発注者の指示及び了解があった場合を除き、5年間保存とする。

(7) 受注者への立入検査

上記（1）～（6）の事項及び設備状況等について確認するため、発注者（発注者から委嘱を受けた専門家を含む）は、随時に受注者への立入検査を実施できるものとする。

(8) 外部精度管理

年に1回以上、国または地方公共団体等の実施する精度管理事業に参加すること。また、精度管理の状況を確認できる資料を提出すること。

3 提出書類

(1) 提出書類一覧表

	名称	部数	提出期限等
一般事項	業務着手届	1	契約締結後速やかに
	業務実施代理人届出書	1	契約締結後10日以内
	従事者等届	1	
	業務計画書	1	
	職務分担表	1	
	施工体系図	1	再委託しようとするとき
	業務完了届	1	月間業務終了後速やかに
	請求書	1	完了検査終了後速やかに
	打合せ議事録	1	必要の都度

	名称	部数	提出期限等
水質検査関係	項目ごとの検査実施標準作業書(SOP)	1	契約締結後10日以内
	前年度の外部精度管理に関する資料	1	
	水質検査速報	1	速やかに FAX、メール可 (第4の1(2)に該当する場合)
	水質検査業務報告書	1	各採水日から30日以内

	(採水記録票・採水時写真を含む)		
--	------------------	--	--

- (2) 受注者は、指定の期日までに表に示す書類を作成し、発注者に提出する。  
なお、発注者が別途他の書類の提出を求めた場合は、当該書類を提出する。
- (3) 受注者は、提出した書類に変更が生じたときは、直ちに変更した書類を発注者に提出する。  
ただし、提出期限等については、土、日曜日及び祝日は含まないものとする。

#### 4 安全管理

- (1) 受注者は、本業務に係る事故の防止と安全確保のための必要な処置を講じること。

#### 5 その他

##### (1) 資料の提供

本業務に必要な資料は貸与する。受注者は資料が外部に漏洩しないよう管理し、業務完了後速やかに発注者に返却すること。また、作業の便宜上、複写した場合は業務終了後に速やかに処分すること。

##### (2) 打合せ

契約締結後、直ちに下記担当部署と打合せを行うこと。

#### 6 担当部署

長野県企業局 上田水道管理事務所 管理課 浄水係

電話 0268-22-2110

別紙 令和5年度 水質検査業務(農薬類) 検査計画

委託する項目

NO	水道法 NO	成分名	諏訪形原水・浄水 検査項目	四ツ屋原水・浄水 検査項目
1	7	アセフェート	○	
2	17	イミノクタジン	○	○
3	23	オキシ銅(有機銅)	○	
4	34	グリホサート	○	○
5	35	グルホシネート	○	
6	45	ジクワット	○	
7	47	ジチオカルバメート系農薬	○	○
8	55	ダイムロン	○	
9	58	チウラム	○	
10	60	チオファネートメチル	○	○
11	62	テフリルトリオン	○	
12	71	ピラクロニル	○	
13	72	ピラゾキシフェン	○	
14	83	フェントラザミド	○	
15	88	フルアジナム	○	
16	94	プロベナゾール	○	
17	96	ベノミル	○	○
項目数			17	5

令和5年度 採水日及び検体

採水場所	採水場所と検体名	
	上田水道 管理事務所	川中島水道 管理事務所
採水日		
5月9日(火)	諏訪形原水	四ツ屋原水
6月6日(火)	諏訪形原水、 諏訪形浄水(残塩あり)	四ツ屋原水、 四ツ屋浄水(残塩あり)
7月4日(火)	諏訪形原水	四ツ屋原水
8月1日(火)	諏訪形原水	四ツ屋原水
9月5日(火)	諏訪形原水	四ツ屋原水
10月3日(火)	諏訪形原水	四ツ屋原水
延べ検体数	7	7

注)採水日及び検体数は現在のところの予定であり、変更する可能性がある。

# 採水記録票

(別紙様式)

採水者

採水地点	四ッ屋原水	四ッ屋浄水	諏訪形原水	諏訪形浄水				
採水年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
採水時刻	:	:	:	:	:	:	:	:
天候								
気温	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C
水温	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C
PH								
残留塩素								
電気伝導度								
外観・臭気	異常 あり なし	異常 あり なし	異常 あり なし	異常 あり なし	異常 あり なし	異常 あり なし	異常 あり なし	異常 あり なし
備考								